

一般社団法人 ECS 会員規約

(総則)

第1条 本会員規則は、一般社団法人 ECS（以下、本団体と称す）の会員に対し適用するものとする。

(目的)

第2条 本団体は、日本国内において風営適正化法関連業者に対して、善良な風俗と正常な風俗環境を保持し、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な業務の指導及び育成を行うことを目的とする。

(会員等種別)

第3条 本団体の会員は次のように置く。

- (1)個人会員 本団体の目的に賛同して入会し、本団体の活動に参画する個人
- (2)法人会員 本団体の目的に賛同して入会し、本団体の活動に参画する企業及び団体

(会員サービス)

第4条 会員は、以下の各種サービスならびに活動等に参加することが出来る。
ただし、そのサービスの種別、内容等につき変更もしくは中止する事がある。

- (1)勉強会参加費無料
- (2)会員専用 Web サイトによる情報提供
- (3)従業員及び女性への育成指導
- (4)専門家への簡易相談
- (5)指定医療機関での性病検査に対する補助金の申請
- (6)その他

(入会)

第5条 会員は、第2条に掲げる目的に賛同する風俗営業を営む法人及び個人とする。

- 2 会員の入会手続きは、規定の入会申込書（別添様式1）とする。
- 3 会員は第6条に定める会費を納入しなければならない。
- 4 本団体は、会員が中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規定（規定第22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したときは、本団体の会員資格を取り消すものとする。

(会費)

第6条 本団体の会費は、個人維持会員は年額3,000円、法人会員は年額一口50,000円に消費税を加算した額とし、会員は毎月25日までに、その翌月分を下記の口座に振り込んで支払うものとする。

銀行名：みずほ銀行

支店名：赤坂支店

普通 口座番号：2253604

口座名義：イッパンシヤダンホウジン一般社団法人 ECS

(変更の届け出)

第7条 会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、本団体への届け出内容に変更が

あった場合、すみやかに変更内容を本団体事務局へ届出るものとする。

2 前項の届出がなされない事により、会員が不利益を被った場合、本団体は

一

切その責を負わないものとする。

(退会)

第8条 本団体の会員の退会は、退会届を月末に提出して行うものとする。

(秘密保持義務)

第9条 本団体及び会員は業務上知り得た経営内容、内部事情、機密情報その他一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

2 本団体の会員を退会した者も、双方書面による許可がある場合を除いては、前項の秘密保持義務を負うものとする。

3 秘密保持義務に違反した場合、それにより相手方が被った損害の賠償をしなければならない。

(会員規則の変更等)

第10条 本団体は、理事会の決議に基づき会員の事前の了解無しに、本会員規則の改廃

訂を行う事が出来るものとする。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する